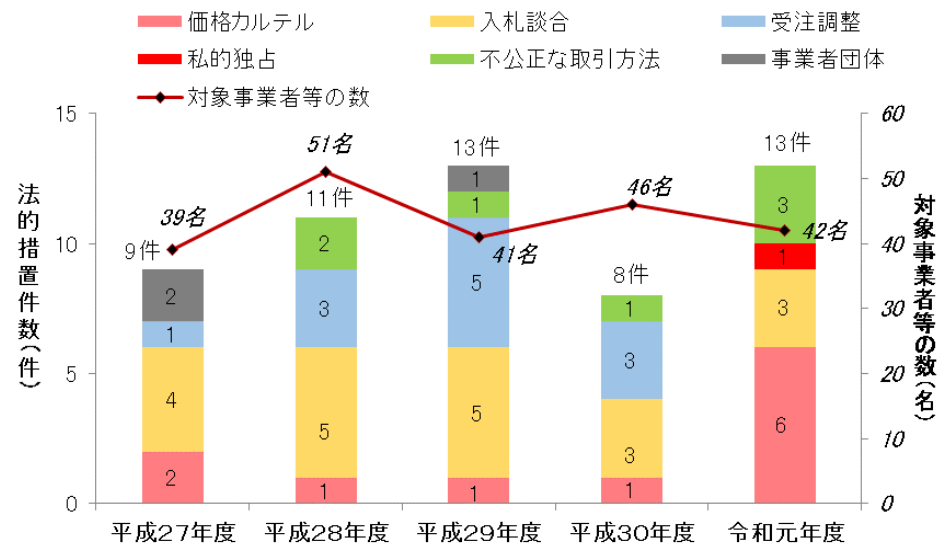


令和元年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

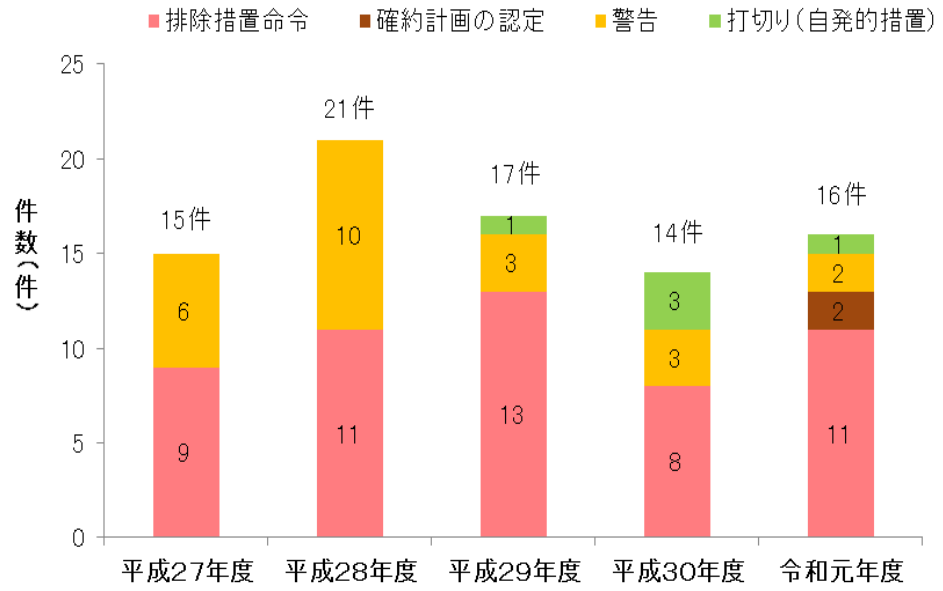
令和2年6月17日
公正取引委員会

◆法的措置13件(排除措置命令11件, 確約計画の認定2件)

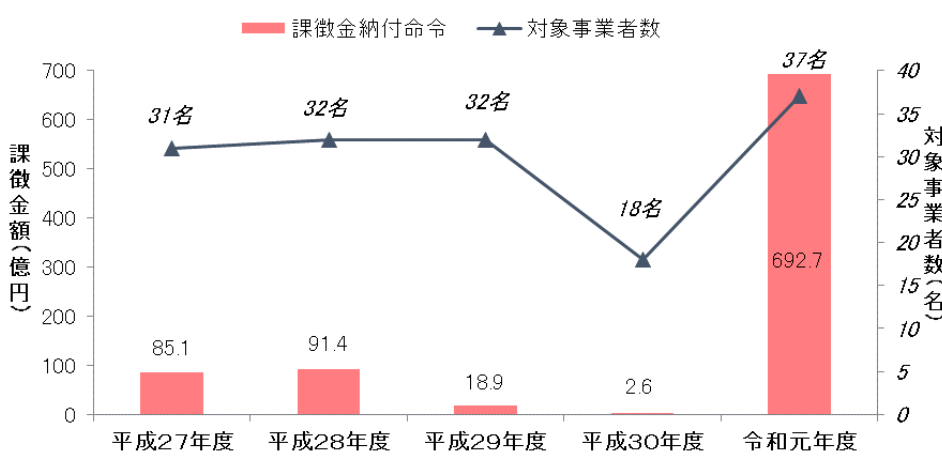
※確約手続は平成30年12月30日に開始



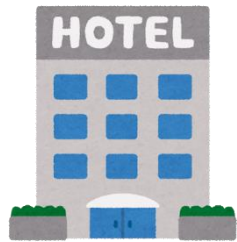
◆警告2件, 事業者による自発的な措置1件



◆課徴金額約692.7億円



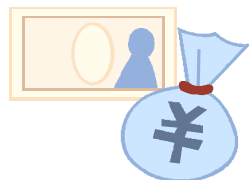
行為類型	件名等
私的独占 (※不公正な取引方法を含む)	・日本メジフィジックス株式会社に対する件(令和2年3月確約計画の認定)
価格カルテル	・炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件(令和元年6月排除措置命令) ・舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件(令和元年6月排除措置命令) ・アスファルト合材の製造販売業者に対する件(令和元年7月排除措置命令) ・飲料用アルミ缶及びスチール缶の製造販売業者に対する件(令和元年9月排除措置命令2件) ・カルバン錠の販売業者らに対する件(令和2年3月排除措置命令)
入札談合	・東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件(令和元年7月排除措置命令) ・東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する件(令和元年11月排除措置命令2件)
不公正な取引方法	・アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件(令和元年7月排除措置命令) ・コンビ株式会社に対する件(令和元年7月排除措置命令) ・楽天株式会社に対する件(令和元年10月確約計画の認定)



宿泊施設を掲載するウェブサイトの
運営事業者による宿泊施設の運営業者
に対する同等性条件の設定



放射性医薬品の製造販売業者による
製造販売業への新規参入業者の排除等



建築用金物等の卸売業者による
納入業者に対する金銭の提供要請



農協等による部会員が生産する
地鶏の販売の不当な拘束



電子商店街運営事業者による出品者の
金銭的負担となるポイントサービス利用
規約の変更
(出品する全ての商品について最低1パーセントの
ポイントを付与し、その原資を出品者に負担させる
旨の規約変更)

確約
計画の
認定

警告

事業者の
自発的措
置を踏まえ
て調査終了

事案の内容を踏まえつつ、速やかに競争秩序を回復

公正かつ自由な競争の維持促進

- ◆ 優越的地位の濫用行為に厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査
 - ⇒ 建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について警告（令和元年5月15日）
 - ⇒ 問題のみられた小売業者、宿泊業者等に注意

（単位：件）

年度	27	28	29	30	元
注意件数	51	48	49	56	29

◆ 未然防止の観点から迅速に対処

- 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は, 原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位: 件)

年度	27	28	29	30	元
酒類	490	420	96	22	63
石油製品	341	732	352	194	162
家電製品	3	1	4	0	2
その他	7	2	5	11	8
合計	841	1, 155	457	227	235

デジタル・プラットフォーマー等のI T・デジタル関連分野の事業者による独占禁止法違反被疑行為に係る取組

I Tタスクフォースの
設置

I T・デジタル関連分野における情報提供
窓口の設置(平成28年10月21日)

事業者の自発的な措置, 確約計画の認定, 緊急停止命令の申立て(各1件)

- アマゾンジャパン合同会社が, 出品者との間の利用規約を変更し, 出品される全ての商品について最低1パーセントのポイントを付与し, 当該ポイント分の原資を出品者に負担させる旨の内容とした
(平成31年4月 事業者の自発的な措置を踏まえて調査終了)
- 楽天株式会社が, 宿泊施設の運営業者との契約において, 楽天トラベルに掲載する部屋の最低数の条件や宿泊料金及び部屋数について, 他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件を定めていた
(令和元年10月 確約計画の認定)
- 楽天株式会社が, いわゆる「共通の送料込みライン」と称する, 出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入して出店事業者に不利益となるように取引の条件を変更している
(令和2年2月 緊急停止命令の申立て
同年3月 同施策の参加が任意とされたため, 申立てを取下げ)

- ◆ 発注者に対し、入札談合等関与行為が認められた場合に、改善措置要求を行うとともに、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について申入れ

発注者	改善措置要求・申入れの内容
東京都	・ <u>東京都知事に対する改善措置要求</u> 東京都の職員が、入札談合が認められた浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していたことから、東京都知事に対し、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。（令和元年7月11日）
	・ <u>東京都水道局に対する申入れ</u> 上記以外にも、東京都の職員が、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員又は受注者となった事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日まで又は見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に、非公表の予定単価に関する情報を教示するなどしていた事実が認められたことから、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。（令和元年7月11日）